

神部職任考

全

第 五
法
1757
コ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9

カカラ云世代集作者部類ヲ檢テ神職作者

加茂上社社家 三十人 百五十二

住吉社 十六人 百七十四

吉田社 四人 三十八

イセ内宮 十人 三十四

石清水宮 二人 五

筑前香雄宮神主 大膳武志 一

合一百六十八人 七百七十六 内委員多キハ

住吉津守国助 今八

同国友 廿九

賀茂氏名 廿七

津守国平 廿五

賀茂佐久 十

日吉社 廿二人 百六十二

春日社 九人 五十三

大原野社 二人 四

イセ外宮 六人 十五

紀国日前宮 五人 八

伊豆神主 伊豆盛繼 号あま 二

同国冬 五

同国道 三

同成仲 廿九

石清水別当光清女 四十五

同成光 十

同成久 十六

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

同成光 十

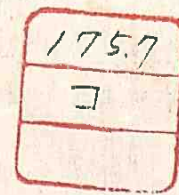
同成光 十



明治十九年 任考序章



事ニ神是鴨長明自鳴也。不
平年先輩取以勵祠曹
蓋亦断章取義ノ類也。
長子清之考古ノ及抄録凡史



典中干涉祠官職任者以
已意名曰神部職任考雙
諸余且請序焉。余曰然
視古昔

朝廷任神事制與巫覡
大有迥庭矣。遠矣降也。

干戈日尋法制頽敗巫覡乘
間或越據其職廟官悉替
率下益巫覡之為竟以至
於混淆無別矣。不亦惜乎。
乃若此編所述孰且修
維然舊章炳焉。實不可

禮也。則凡居斯職者。可不
思務脩其造。以自求古昔
事^レ神明之禮哉。
文政十五年二月

備中 小寺清先撰

毛^レ能^レ未^レ飛^レ乎^レぬ^レき^レ粒^レひ^レ乎
明^レく^レむ^レる^レ是^レ學^レの^レ心^レよ^レむ^レぬ^レを
其^レ不^レ和^レた^レる^レを^レて^レ禮^レと^レ爲^レふ
や^レう^レ百人^レを^レ去^レる^レ那^レま^レる^レを^レて
其^レ始^レを^レた^レ乃^レ以^レて^レ心^レの^レた^レま^レる^レを^レて
其^レ理^レを^レ國^レの^レ心^レと^レす^レや^レう^レて^レも

然そ安んじける我あ和周然人
と世に非る部之いふし
情ふ言まひをりたりを世の
非るつゝある人お心かへりて
言ふあひたつて是あぬる際
たりぬる言ふしつらたけり

おもほしてもおは比ふ
いふしお言つてかみねも終
りたうお言て此非部職任
考成いふのしゆ未へるふた
もく此一巻是しも又ま
ふらの飛らぬ我らまは

美いも名もあはれぬあけの
まひよあまをまけ分たれは書
見せぬ人かかへ是こゝに
も如神しは一巻を抄る
未もひもなけねひもなれた
よ是もなれぬこゝもあめつこ

よあ〜あまの世にあまもあそびて
年一能出たつらとあまの理
しほよあまのあまてあそ
ひよあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまの

はまのこゝろを

文のあはれはしる事

平藤才彦

○東鑑神右京進季時可執申寺社諸事之由被仰有^テ録倉中寺社奉行事更被定之

ニシ寺社奉行トイフ称ノモテ見立始カ

○東鑑^平朝務之間先始自神祇次至干仏道

○東鑑^平文九^平為陰陽師其子息等帶太刀偏如武士早可為本道威儀

○アル書曰七代後白河院御宇日本大小之諸神社祇宜祝等^紀社起自今可任神主旨^旨勅定

大むね

神祇延在武蔵の
神祇官の中此一の
職名のあはれも
と申れども今も
あはれもあはれ
日本にのみん
てふべしなり

大かゝり神部。あのみくが代々神小仕へまはるることハ
いほの代よりまうりとも。此職のそぢといひ那らもの
と。其こゝあはれ人。今の世小をさく河ふはあはれ
もあはれ。そと上小きせ人。世の物し人。あ
ろしあはれ。あはれ。上する人の言ハ下小河をぬら。物
し。書小ふとさふにあはれ。あはれ。此職小居なふ
このそぢあ明くめたる人まはれ。古書平みれも。
此職もさあ。勅任して。と。神祇官小屬たる八位以上
の官人なり。あはれに乱^{まじ}世のこら。やうく衰へて。つひ
小ろのかみの神祇官をかぢるふなり。世小其事れ
傳^ツとをて。そぢあはれ。あはれ。今も

- 一 ^{其下} 神部為武將
- 一 ^{其下} 神宮司神主補任社并舊社
- 一 ^{其下} 神職通称
- 一 ^{其下} 鴨長明歌
- 一 ^{其下} 附

日本紀 ^{其下} 勅天社地社神稅者三分之一 ^{カニシカニシ} 為擬供神。二分給神主。

書中朱モテクカク
公入タルハ卷ノ敬雄
カワタクシワザ

神部職任考

備中 小寺清之著

△ ^{其下} 天皇以前年秋九月潜取天香山之垣土以造八十平寬。自齋戒祭諸神遂得安定區宇。
神祇官起源。○又時勅道臣命以高皇產灵尊朕親作顯齋用汝為齋主。

○日本紀行神武天皇条云於是天皇甚悦乃以此垣造作八十平寬天手扶八十枚巖窠而降丹生川上用祭天神地祇。
掛まくもかゝこさ。大御門とけのまわらして。天

○同 ^{其下} 天皇大喜乃拔取丹生川上之五百箇真拔樹以祭諸神云。時勅道臣命今以高皇靈尊朕親作顯齋用汝為齋主。
か下れたんたうふいふまて身のほかり

○同 ^{其下} 四年春二月云。詔曰云。可以郊祀天神用申大孝者也乃立靈時於鳥見山中云。以祭皇祖天神焉。
小ほりて。天津神國津神を。やまひほつるまほを。

○古語拾遺云 ^{神武} 天皇 ^{天孫} 愛仰 ^{天孫} 皇天二祖之靈建樹神籬所謂高皇產灵神產灵魂留產候生產灵足產灵大宮
賣神事代三神所賜神代 ^今 のうつ小く ^ぬ の皇國のまほひ

當此之時帝之与神其際未遂同殿共床以此為常故神物官物亦未分別宮内立藏号齋藏云。乃立靈時於
鳥見山中云。裡祀 ^か り ^ふ の ^ゆ ぶ ^ふ 天照太神の神衣を織たま

皇天偏秩群望以答神祇之恩焉是以中臣齋部二氏俱掌祠祀之職云。
齋庭の稻穂をそとて神とまほりたるひり

○日本紀行宗神天皇七年条云便別祭八十万群神仍定天社國社及神地神戶。
御代 ^の 大御門 ^大 いて ^づ くら ^神 と ^ま ほ

○統紀(四)寶龜
年(三)勅祭祀

神祇國之大典言
不誠敬何以致福
如聞諸社不修人
畜損穢春秋之
祀亦多怠慢因
茲嘉祥弗降災
異荐臻言念於
斯情深懇惕宜
仰諸國莫令更
然

○三代實錄(四)四
陽成天皇御傳
ナリ云フ片(宣命ニ
天神地祇之祭ヲ
急止有(奈年危
畏利念(保又)天皇
位乎讓遜給云

○寬平六年大政官
府云勅(國之大事
莫過祭祀云

○日本紀(九)
神功皇后親為
神主

○日本紀(六)垂仁天皇廿五年二月詔云曰我先皇(禮祭神祇刻已勤躬日慎一日是以人民
富足天平太平也今當朕世祭祀神祇豈得有怠乎
大嘗會(一)ことの新嘗會(二)人みまのまねる(三)
○同(一)以弓矢及横刀納諸神之社乃更定神地神(二)以時祠之
○同(一)我皇祖諸天皇等(二)祭神祇豈有遺神耶

○同(一)欽明天皇十三年(二)奈物部大連尾與中臣連録子同奏曰我國家之王天下者恒以天地
社稷百八十神(三)春夏秋冬(四)祭拜為事方今改(五)拜蕃神(六)恐致(七)國神之怒
○類聚國史(一)嵯峨天皇弘仁七年七月(二)勅(三)風雨不時(四)田園被害(五)此則(六)國宰不恭(七)祭祀之所致也
○今聞(一)茲(二)青苗滋茂(三)宜(四)敬(五)神道(六)大(七)致(八)豐(九)稔(十)庶(十一)嘉(十二)敷(十三)盈(十四)詠(十五)黎(十六)之(十七)段(十八)富(十九)宜(二十)仰(二十一)畿(二十二)内(二十三)七(二十四)道(二十五)其(二十六)齋(二十七)戒
奉幣名神(一)止(二)風(三)而(四)莫(五)致(六)漏(七)夫
○推古紀(一)十五年二月詔曰朕聞(二)之(三)異者(四)我(五)皇(六)祖(七)天皇(八)等(九)寧(十)世(十一)也(十二)踏(十三)地(十四)敦(十五)禮(十六)神(十七)祇(十八)同(十九)祠
○宣(一)有(二)怠(三)乎(四)故(五)羣(六)臣(七)為(八)竭(九)心(十)宣(十一)拜(十二)神(十三)祇(十四)甲(十五)子(十六)太子(十七)及(十八)大臣(十九)率(二十)百(二十一)僚(二十二)以(二十三)祭(二十四)拜(二十五)神(二十六)祇

○國(一)ハ(二)と(三)ま(四)ま(五) 此(一)奇(二)風(三)雅(四)集(五)
職原鈔云以神祇官置諸官之上以我朝神國重天
神地祇故也又同(一)云(二)祭(三)官(四)之(五)職(六)者(七)上(八)古(九)之(十)重(十一)任(十二)也(十三)又(十四)神(十五)國(十六)之(十七)故(十八)以(十九)當(二十)官(二十一)置
前(一)ハ(二)い(三)は(四)る(五)こ(六)ろ(七) ち(八)ろ(九)申(十)多(十一)ふ(十二)大(十三)御(十四)政(十五)を(十六)執(十七)た
ち(一)ろ(二)人(三)く(四)も(五)ま(六)り(七)神(八)祭(九)と(十)む(十一)ね(十二)く(十三)せ(十四)る(十五)色(十六)を(十七)り
職原鈔云(一)天(二)種(三)子(四)命(五)專(六)主(七)祭(八)祀(九)事(十)是(十一)乃(十二)執(十三)朝(十四)政(十五)
之義也 二十五年(一)上(二)古(三)ハ(四)神(五)ノ(六)皇(七)ノ(八)事(九)ヲ(十)考(十一)ス

神皇正統記云(一)祭(二)乎(三)司(四)波(五)即(六)政(七)乎(八)執(九)也(十)政(十一)乃(十二)字(十三)乃
訓(一)尔(二)豆(三)毛(四)知(五)邊(六)之(七)今(八)按(九)小(十)政(十一)ハ(十二)政(十三)ノ(十四)コト(十五)ノ(十六)マ(十七)リ
このむね(一)國(二)史(三)を(四)る(五)ま(六)ハ(七)卷(八)お(九)と(十)に(十一)其(十二)れ(十三)を(十四)む(十五)え(十六)て
去(一)る(二)れ(三)を(四)猶(五)も(六)の(七)ら(八)し(九)物(十)小(十一)又(十二)え(十三)たり(十四)も

○日本紀(九)
神功皇后親為
神主

日本紀云。神八井耳命カミヤサミノ。綏靖帝スヰセツ曰。吾當為汝輔之。
 奉典神祇。古事記云。僕者汝命為忌人而仕奉也。神代卷云。此忌人天皇ノ御親ヲ行ヒ玉フ神事ヲタヌケ奉リ玉フ職ヲ云ニ然ルニ神代卷ニハ神事ヲアルカ中ニ最モ嚴重キ御ワカトシテ大ニツカフ仕奉リ玉ル故ニ杖輔ヲ為玉フナリ。
 古語拾遺云。中臣ナカトミ。見屋命ミヤノミコ。齋部イハヒノミヤ。太玉命タマノミコ。二氏俱フタウヂノミヤ。當ナラバ。堂イハレ。尚ナラバ。考ミ。合ス。

祠祀之職

されど政を執たらず人。神部とやとて。天に神國に神を祭らざる。この申ふ。ふきを神事と。かきを政事と。ふのけらめや。神をまほると。やがて政事のねとらみよほりき。

此卷ノ古史徴一
百七十九ノ可考合

孝德天皇大化二年七月ノ祭アリ
 日本紀云。我石川麻呂ノ大臣奏曰。先以祭鎮神祇。然後應議政事。

後の大御代ふいたりて。政事繁はる。祠祀の職かぬが。たゆみに。神祇官をたてて。神部をほりさどらる。先たすひらる。政事と神事とまうれて。神部の職業專らまらる。此業のまらる。天照太神の神まらる。たすひらる。見屋根命。太玉命。天。石窟の前。太諄辞をのり。弊帛ふ。種々の物をさげして。諸神たらとせとに。祈禱たすひらる。神事とまらる。その職号ハ。神代。卷小。鹿嶋檄取の兩神。天の悪星をまつり鎮めた。まひらる。齋主神と申。神武卷小。道臣命。勅

して齋主といたまひしをばめて崇神卷下

神主カムヌシ垂仁カムツクサ卷下。祠官ええて。其後あまたの職号に

こまじ。神代卷に祝部神部ええたれども。後をとて記したる物なき。この例小ならず

國造兼神主

國造ハ神部にあはざりて。あかれふ世の國司のこくくざりし事。いふをいふる。上小いへるぶとく。

大御門少しても。政を執たず小人。神部せしむるに神

雖有其急。元由勅決。自今以後不得令國造帶郡任。又國造兼帶神主。新任之日例皆棄妻取百姓女子。号為

桓武紀云。國造兼帶神主。類聚國史第十九。國造帶郡領。三代拾二。又逸史。拾二。見

委妄託神事。遂扇淫風。替之國典。理合懲肅。宜國司卜筮。一也。類聚國史第十九。國造帶郡領。三代拾二。見

國造一記傳キキ

今出雲杵築大社

神主紀伊日前宮

神主今三國造林

之ハ古マシ

類聚國史云。延曆十七年十月。勅國造郡領其職各殊。今出雲筑前。尚國慶雲三年以來。令國造帶郡領。託

言。神事動廢。公務を祭マツルりて。諸國少しても。國造。その國の神部

雖有其急。元由勅決。自今以後不得令國造帶郡任。又國造兼帶神主。新任之日例皆棄妻取百姓女子。号為

神宮。永女便娶為。ととに。神祭カミマツルせしむる也。

委妄託神事。遂扇淫風。替之國典。理合懲肅。宜國司卜筮。一也。類聚國史第十九。國造帶郡領。三代拾二。見

桓武紀云。國造兼帶神主。類聚國史第十九。國造帶郡領。三代拾二。見

國造の外少し。縣邑の長たる人。神部の職を兼し事。

物小モノチカシなり。

成務紀云。五年秋九月。令諸國以國郡立造長。

縣邑置稻置。並賜楯矛。以為表。

公望私記云。稻置今祝長也。

統紀キキ。詔宜國司長官。自執幣帛。慎致清掃。常為歲事。此詔見上。同。勅國郡司等。不恭於國神

政事。と神事。とカミマツルりて。けら。免阿るごとく。猶其後と。國司その國內の神をまつま

とみ由。令小。國司の職掌とま。て其の内に掌祠

社とあり。源平盛衰記。四代冠者。中。父為綱。蒙朝恩。伊豆國司。給。任國神拜。正給

義解云。謂祠者。祭百神也。社者。檢校諸社也。

稻置一記傳キキ

可考合

統後紀。是日勅。神也。在。視民如子。國

實能。軍。古今通規。此詔見上。

朝野群載。初任國司

國中。之。政。神。事。必。元

須。期。部。内。之。置。後。

平戶記。仁治三年。宵

六日。今日。加賀。國。白。山

社。御。祭。也。仍。予。兵。國

司。早。且。行。水。修。解。法。

為。神。事。月。水。者。此

之。重。輕。服。軍。不。入。門。内

之。重。輕。服。軍。不。入。門。内

於東嶽不憚如
去年十月...

これ上は代小國造神主と兼帶せしころの遺風也。

神部職号

イハヒヌシ 続紀下 大神司
和名抄 祝人
続紀下 神祝
東鑑下 祝司
氏人 続紀 氏人
東鑑下 宮仕
イハヒヌシ 続紀下 齋主
式部 神宮司
延喜式 神主
日本紀下 神部
延喜式 神官
日本紀下 神家
法化 神長
日本紀下 神人
延喜式 神職
三辰失録イハヒ大神宮司 家
東鑑下 社人
東鑑下 祭主
東鑑下 神職
東鑑下 宮人
東鑑下 大宮司
延喜式 朝野群載
東鑑下 百練抄
東鑑下 古今集
東鑑下 宇治物語
東鑑下 東鑑
延喜式 社務
延喜式 社
延喜式 此外
延喜式 内人
延喜式 物忌
延喜式 伊勢神宮
延喜式 御事
延喜式 小つき
延喜式 きて
延喜式 續日本紀
延喜式 足申
延喜式 他の社
延喜式 ありぬ
延喜式 俗
延喜式 祠部
延喜式 祠曹
延喜式 中
延喜式 神祇官
延喜式 小ありぬ人々
延喜式 といふ
延喜式 諸社
延喜式 小より

〇台記久壽九年
 六月十五日加茂檢査
 重忠轉神主權祢
 宜家平轉祢宜貴
 布祢禰宜助平轉
 權祢宜氏人久教
 補貴布祢祢宜
 トアリコレニテ高下
 ミラレタリ

されども、これにのこる。刀禰といふと。檢校といふとあまじ。
 神部のいにかきらぬ号ふれば、とて。此外社小つ
 きての名目も、くさぐさあまじも、まぶてふもさうさる
 ゆゑふわけが。其職号いげも重く、いづれかりり
 しゃ。今いさだうも、まぶるれども。國史も延喜
 式も、これ神宮司神主をいふ。禰宜を祝つぎに
 まぶるれり。文徳實録延喜も、神主及禰宜祝と。及
 の字をいきてまぶるも、まぶるり。まぶる。禰宜祝も
 りろ。神主神宮司も重り。事知べし。

延喜式云、凡諸神宮司及神主等、未滿六年。遭

の世小。社役といふがごときの詞にて。職号よりいふ
ざれど。今と社務官司と重くして補宜祝ひや
をいふは。神主と社務といふべきなり。ま
神職神人とひとふいへあり。社人神人とひと
ふいへあり。祠官社司官人社家といはれてい
るもあり。

東鑑ニ云。仁治元年二月廿日条

一 神宮御子職掌等。依為祠官。所充給之地。無
指罪科。亦帶其職。不可默定事。
一同社司。給地。無上仰之外。別當以私。芳心不

可立替。遠所狭少地事。

一 依為社司。令拜領地。輩之中。無子息之族。或讓
後家女子。或付養君。權門致沙汰之間。新補
官人無給地之條。不便事也。自今以後。子息不
相傳之者。付職可充行其地事。

以前條々。社家存此旨。不可違失之状。依仰下知
如件。

延應二年二月廿五日

前武藏守

又云。西國諸社。神職之輩。寄事於神威。令煩人
庶之由。連々依有其聞。可相鎮之趣。所仰遣六

波羅也其狀云。

西國神人押使等。或平氏以甲乙人之所從。令補神人。動好寄沙汰。大畧令管領領家地頭之所務。致嗽々沙汰之由。有其聞事實者。所行之企。甚濫吹也。本神人之外。於新神人者。觸申本所。早可被停止之由。度々被仰下畢。所詮為被相尋所存。可召下其身。於關東之狀。依仰執達如件。

寛元三年正月九日

武藏守

謹上 相摸守殿

又云。右兵衛督能保之飛脚来。去年夏比。御家人藤

原定長。與石清水神人。不慮起鬪諍。社人少々

蒙疵。云云。八月十七日。藤原宗長。因石清水之訥。

過五日。被下土佐國配流之官符也。今按宗長上文作定長

いまの世を以てるまを。神人といひ。輕く職名をなす。こ
とく可れども。去りし。古も神主禰宜祝ひ。を
いへりし。

續日本紀云。攝津國能勢郡領。正六位上神

人為奈麻呂。今按神人部と云ふ氏あり。社人と云ふ同トクキニ由。

これハ。神人の郡領と云れる。又ハ。兼一。ひふへたり。輕

かゝぬ事あるべし。古ハ社家。國郡の職をうねりこと
多し。此故よす。

續日本紀云。美作ノ椽サカシ正六位上。恩智神主。廣人。

獻白鼠ササガの。コトハ神主トイフアトルベシ

され神主。その國ノ椽を兼たる例なり。此外うと
あまとも。今ハ同卷の内れたる事ある所とあげ
きるの。さて前小ひきける。寛元三年の状。本神
人新神人といへり。さへての神部といへり。り
の定まる職とす。社ごとにおのり神官司神主
禰宜祝あとの職。ふとくそねるまざるの。にも

○依記註授无位大
神朝臣田ノ位。外從五
位下。為豊後復外
椽。田ノ位者本是八
幡大神宮。稱宜云々
任神官司。及毛理賣
詐覺俱。注日向至是
復本位。
同考以從五位下中臣
習宜朝臣阿曾ノ位
復大隅守

あつド。其社の神戶カミ神地カミトコロ乃多少小なりて。或ハ神主の
みまて。他の職をかねたる事あり。或ハ禰宜祝
の。小て。神主を兼たるもあはれ。或ハ他社々
ア。神官司神主のかねたる社とあり。

逸史天長二年三月甲子。符。傳。承前之例。貞觀十年六月廿八日官符云。諸國小社。或ハ置祝。無禰宜。

或禰宜祝部並置。

さきよきア。てねる。神官司神主なるハ。大社小
ハ。一社一員に補せり。さへて一人數社をうねる多り
し。ふとにはあはれ。一人數社をうねる多り
多し。神官司ハ。大官司とす。官司との。もいひて。

本州下道
郡ノハ神
官司社々
所有者テ

今の世も。神官司といふも聞えず。まゝ今の世も。國造と神部のごとくある人有り。れど。まゝ。神主職をくねる事ハ既といふ。まゝに。世に。神ても。まゝ。神事のみと職と。おのづか。神主などの職号のぶら。なれる。事。まゝ。か。の。國造。物。ま。社家。奉祠。ま。多。ま。奉祠。ま。道士。祈。皇國。現。似。祭。の。廟。

○補直ニ姓ヲ賜フ
儀ハ見ニ
あ。れ。ど。其。み。り。ど。り。建。ま。れ。と。の。と。を
え。え。む。そ。の。人。は。上。り。補。ま。れ。ま。を。あ。ぶ
ま。不。社。家。と。ま。す。た。が。い。ま。の。ま。り。ま。か。が
の。ま。に。ま。つ。

神部補任

いに。諸國の社。神部大。勅任
少てぞ有。れ。

神武紀云。勅道臣命。今以高皇產靈尊。朕親作
顯齋。用汝為齋主。

崇神紀云。以市磯長尾市。為祭倭國魂神主。

神主トイフ記傳
廿三廿四廿五
五十二卷ニ可考ス

又云。以大田々根子ミコ為祭大物主大神之主カミシト。

仲哀紀云。倭國菟田人伊賀彦イハノヒコ為祝イハヒコ。今按大倉主オホクラノミ菟夫羅媛ウツフシメを

祭らむをたすイハヒコ。九分以元直之祖踐之為祭荒魂之神主イハヒコ。

神功紀云。以依網吾彦男垂見ヨコエノミ為祭神主イハヒコ。

姓氏錄云。大鷦鷯オホササギ天皇御世。於倭石上御縣布イハノミ留村高庭之地。奉齋布都奴斯神社。以市川

臣為神主。

又云。舒明天皇御世。宗我蝦夷大臣女号武藏

娘改日物部為神主首オホササギ。

神武紀。居勢祝猪祝あり。神部ひりりや。

神功紀イハヒコ。小竹祝天野祝コタケノイハヒコ。イフアリ。

勅任の文をけきばあひひく。なほりりある勅任の文をいひ。

類聚三代格云。大政官符。應任諸國神宮司神主

事。下文次引所の延暦の教一因

延暦十七年。敕云。神宮司等一任終身。侮黷不敬。崇

谷辱臻。宜天下諸國神宮司神主神長等。擇

氏中清慎者補之。類聚國史卷九

延喜式云。凡諸社神主禰宜祝者。擇八位以上及

六十以上。堪祭事者補之。六十以上大むねや。祢

元未定氏之社神戶百姓而先尽八位及六十以上。然後及壯年

○三代實錄イハヒコ。貞觀七年五月廿五日。制。五畿七道諸神社祝部。補白丁。以位已上及壯年。已上人充之。

白丁即免課役

○免課役イハヒコ

○職員令義解云。祝部謂為祭主贊辭者也。其祝者。國司於神戶中簡定。申太政官。

此後ハ神主神宮司なり。六年とかきりて相替り

しり。

類聚三代格云。神宮司等一任終身。侮黷不敬。崇

延暦七年二月制

咎屢臻。宜自今以後。簡擇彼氏之中。潔清庶

貞。堪神主者。補。任限以六年。相替。

延喜式云。凡諸神宮司。云云。以六年。為秩限。

十八年八月

これ神部も。神祇官に屬し。職して。其官より

大政官に申し。それより奏聞を経て。とまじくの

社に。あつひハ神宮司。又ハ神主として任じ。秩れ

満る。あらふも。解由をとあつられ。と申。

三代格此制。後奉
初郡司神主職掌
各別。莫令郡司兼
帶神主トアリ

○類聚國史八十解由。部私仁三年十月。戊子。奉同之

日本後紀云。令諸國神社神主相替之日。與解由。

延喜式云。諸神宮權宮司。秩滿年終解任。分按神宮下恐

既司字

禰宜祝も。一たび補せり。まて。い。の。り。び。り。罪

ち。ど。り。れ。が。か。つ。れ。と。の。り。り。

延喜式云。禰宜祝部。一補之後。不須。輒替。

續日本紀云。遣使。奉幣。天下。群神。其天下諸社

之祝。不勤。洒掃。以致。蕪穢者。收其位記。與替。

た。い。罪。あ。り。と。し。神主。と。し。と。り。り。祿

宜祝。中。で。も。神祇官。より。罰。と。り。り。と。し。て。國司。し。

みほりむ咎をたぐり。ほるとさぶむるあつはとげり
なり。

延喜式云。凡禰宜祝與人闘打及有他犯詳其由移

送此官。神祇官國司勿輒決詔。

○東鑑七下伊勢國

御領内地頭等事

可停止天道孫藉

從内外宮神主等下知致沙汰事トル中自今從神官之下知可令致神忠縱雖地頭何煩神人急神後平宜停止

さてその神部。鎌倉れそ海のまらまでも。猶相替ア
〜〜〜東鑑小。新補の宮人の事出〜
又

○同平守佐大官司公房日來雖致平家祈禱依御敬神如元可管領宮務事。同平筑前國宮等宮司親重被行賞。平家

在世之時依御被祈禱。そのころ周防前司親實を嚴島の神主職に補せ

日來聊雖有御氣色所詮於神官等事一向可被優恕之由被思食定。同平相模國生次直下社神主清包與地頭土屋三良

於御前遂決。於らま〜事あり。下文はひり。本州英賀郡と。駿河國

御前對決事雖不輒依為神主事如此事。源平盛衰記。豐後國八代宮神主七良共衛父子增浦。分テミ鎌倉下

陣申上ハ難道。兼科の大藏大夫大宅光任。後此人。此人も鎌倉のまれ人。神主と

ナレ社官被行行事思ハ神を量上テ八十五町。神田相違テク如元被補神主職。竊下テリ

なれる家とあり。おの外も〜この國と。此類ある〜。

神主職等相傳譜第

神主神宮司職などの人相傳譜第多〜〜〜
譜第多〜〜〜
世々其社

○三代實錄廿九元慶
五年三月廿六日は
制令五畿七道諸國
諸神社祝部氏人
本系帳三年一進

つさ〜と〜。相傳〜。ぎ〜。神宮司た〜人の子。ぎ〜。神宮司職
小任ト。神主た〜人の子。ぎ〜。神主職小補を〜を〜。

相傳の人ハ譜第〜事〜と〜。譜第〜と。おのち〜。上
教任小あ〜。神主〜に〜事あり。

小引〜。延暦の教〜。三代格の文〜。み職の人。

罪〜。あ〜。その氏族れ中の人と〜。びて神主な〜。

〜。〜。譜第〜。〜。氏の人〜。

〜。〜。次〜引所の官符と。東鑑も〜。

譜第相傳の趣〜。あ〜。神部〜。官人〜。職

職と氏と〜。〜。〜。〜。皇國乃

官人の世々〜。〜。〜。今これ大御代までと。

さるすかしのやれと。ひか上つ御代のねとむさう。たぐらうとらあは
ひ。橋くはさく。別巻ある。後の御代く小制か。あ
あ遠くうらまぬまに。他の職はうらまぬまに。たぐらう
神部の。上つ代の手ぶりのうらまぬまに。相傳譜弟の多き那り。
かの六年まで相うらまぬまに。大かこの御制まで。こらう
あうらまぬまに。譜弟の人とみたり。あうらまぬまに
ひ。

朝野郡載云。

神祇官移遠江國。

應令以清原則房補任小國社神主執行社
務事。

右人任相傳理充補彼社神主職依例移送如件。

國家此狀以件則房令執行社務以移。

永保二年十月十七日

正六位上行權少史伊岐宿禰

從四位上行伯判王 康資王

正六位上行權大祐卜部宿禰

清原則房

右人補任小國宮司職如件。

宜兼知依件行之符到奉行。

守兼中宮少進藤原朝臣

但馬の國に。出石社の神主の官符をと。又うらまぬまに。今

その全文を覚えざるを以てしつ。

東鑑六十一年云。肥前國鏡社宮司職事。以草野次郎太夫永

平。被定補。是且任相傳。且被優奉公勞。

此他の社も猶ありぬべくあはしむゆきと。今も書小見
あきれると云ふはのみ。延暦二十三年の制と云ふ
を。宮司の人譜第といはるるに多し。たゞそれ事
あり。

類聚國史十九延暦二十三年條云。六月丙辰制。云。宮司

人懷競望。各稱譜第。自今以後。神祇官檢旧記。常

簡ミ氏中堪事者。擬補申官。後記 逸文

神部位階

上も明らかにして古の制イ此まふく行ひたる物も。今
の大御代までと。公家武家の外も。凡そ此職の人の位階
昇進と聴ミされ事あり。あつ位記口宣となすりて。
百官の列イつねらるる。彼八位以上の人と此職イ補
。白身イてハ任ミさるる。御制イとされる也。この申ふ
今の世も。白身イも。袴衣イまじ。官服イを着る。あつひ
とイせれる。あつ。任ミあり。位イを加ミれ。或も。
爵イを賜ミる。或ハ把笏イと申ミされ。あつ。

續日本紀三云。自大神宮祢宜内人物忌。至諸社祝部。

○續紀三
勅給大宮主御巫
坐摩御巫生島御
巫及諸社祝部等
爵
○類聚百三十四

世アセテ

賜爵一級

天平寶字四年二月之詔

又云。以天平寶字九年。為天平神護元年。其諸國神祝。宜各加位一階。今按。祝。社の誤。も。あ。ら。ぬ。と。し。今。み。つ。り。と。あ。ら。た。り。ぬ。

又云。神護景雲改元詔云。伊勢國神郡二郡司及諸

祝部。有位無位等。賜一級。是。は。前。の。天。平。九。年。の。詔。に。依。り。て。類。聚。國。史。と。出。て。全。く。同。し。と。し。け。り。

○同書。寶龜元年十月即位詔。大神宮始。諸社之祿宜等。給位一階。

○同書。天應元年。詔。大神宮始。諸社祿宜祝等。給位一階。

又云。天下有位。及伊勢太神宮。禰宜大物忌内人。諸社

禰宜祝。并内外文武官。把笏者。賜爵一級。

文德天皇實錄云。詔。諸國三位以上。名神。神主。及祿宜

祝。并預把笏。

○三代實錄。天長三年正月七日。詔。大神宮始。天諸社。祿宜祝等。給位一階。
○同。貞觀六年正月七日。詔。大神宮始。天諸社。祿宜祝等。給位一階。
○同。元慶六年正月。詔。大神宮始。天諸社。祿宜祝等。給位一階。
○同。元慶八年。詔。同上。

又云。伊勢大神宮。祿宜大物忌内人。諸社。禰宜祝。及内

外文武官。把笏者。賜爵一級。是。は。齊。衡。元。年。の。條。と。天。安。元。年。の。條。と。に。あ。ら。ぬ。兩。條。同。し。

○同。元慶六年正月。詔。大神宮始。天諸社。祿宜祝等。給位一階。

あ。の。ほ。う。一。社。の。神。主。祿。宜。を。ぞ。位。を。加。ら。れ。把。笏。預。び。く

せ。こ。し。多。し。今。ハ。諸。社。小。わ。り。さ。の。こ。を。記。し。ら。な。み。ふ

い。の。神。部。を。ハ。文。武。官。人。の。上。小。置。れ。し。こ。に。引。ふ。續

日本紀。文德實錄の文。し。り。て。知。べ。し。是。古。の。制。と

ス。ん。ん。ん。ん。ん。

日本紀云。來日皇子。為擊新羅將軍。授諸神部。及

國造伴造等。并軍衆二萬五千人。

○同。正。位。上。鴨。禮。宜。真。賢。部。津。守。子。下。人。賜。姓。賀。茂。縣。主。
○同。授。鹿。島。神。社。祝。正。六。位。上。中。臣。鹿。島。連。大。宗。外。從。五。位。下。

ふも神部と國造伴造の上小記さへきり。

類聚國史。承和六年條云。外五位資人選限者。宣
依令行之。唯神官司禰宜祝國造。外散位郡司。及夷
俘之類。不在此限。

これを。神部と國造郡司の上にあふされたり。其れを

ら職原抄小。以神祇官置諸官之上とある。史筆のさた

まりなり。○イで上階始外宮一祿豆度會常皇神元德二年四月十七日叙從三位己始下神異記見之
○カモ上階始加茂縣主氏父弘安九年十月五日叙從三位己始下此氏父神主後鳥羽院皇子
十九由大日本史二見エタリ。大日本史九十六列傳世五皇子子。上奇考合今松下氏

神部巫覡別

今の世れ人物のかさけととる類との。神部と巫覡と。ひ
とほぶねとひまゐて。けらけらめあふ事とがあら

地下ノ三位ニモ卿
書ク一桃花菟葉
康正三年八階社參記
坂三ノ大神宮參詣記
カニテ官職和要抄
ニ書入オケリ

皇極紀

二年二月風雷雨
行冬令國內巫覡
等折取枝葉懸柱
木綿何復大臣渡橋
之時爭陣神語
○同(本)同三年七月
不河也人大生
部多常世ノ出ラ
祭ルイラオス巫覡
等詐テ神語ニ託
テ民ヲゴドハシケルヲ
素造河勝コレヲ
停レトス

下。た。和名鈔小。巫覡と乞盜類小載たりとえてい。

和名抄乞盜類云巫覡說文云巫天反和名祝女也文字集略云現年古加男祝也

社家といふ。つとねをいひて。い。あ。神部小た

ふもて。源順といふ。み。あ。げ。そのあ。それ

を。と。書。ぬ。人。も。あ。る。も。ら。や。う。の。と。た。り。い

あ。る。人。あ。ほ。社家も大。た。の。が。身の上。い。け。る

その。あ。も。か。り。た。上。件。小。あ。げ。さ。ご。う。と。め

と。か。け。と。あ。げ。此。書。小。物。つ。る。と。似。ほ。う。ぬ。を。ら

あ。ふ。た。ら。く。さ。り。き。れ。ば。か。の。和。名。鈔。さ。る。と。と。て。あ。ら

け。る。も。と。い。い。と。ふ。と。い。う。け。り。お。の。ま。も。ほ。ら

る。の。多。い。これ。が。廣。世。の。中。に。あ。ら。ま。は。ま。ん。た。ら。ん。人

○統紀大正巫覡
 十七人ヲ流ス
 同四巫覡ヲミ
 ナフ
 ○逸史持巫覡
 禁スルコトアリ可考
 合

と何事たりれば。此もあをまうらて。まふりたる書もえ
 えざれば。かくい物もさうり。神部と巫覡とのすぢも。
 久かしの天。あらかぬの地のぶら。遠くさうらあさことも。
 上件とえてもあさうら。まうらあれど。足利氏れ
 末頃。世の中みまわらうぶれて。神の領まうらとこ
 りと。兵糧のたえふたうら。おのかわら所とま
 まふらまうら。まうらつたつぎとまけと。巫覡の
 まうらに似たる事とまけと。世とまうらまうら。か
 わらうら。都小登らうら。まうらとまうら。白身
 まにまうら来らうらまの多。御代みさうらふひら

○大神宮永正記下
 大神宮四至内被禁
 新巫覡態者依神
 託宣也。是庶民愚
 仰信。故言驚好。驚
 呪而匿。正理故也。

け。東照神の御世々々御光。西の國までと。南もも
 少と。まうらぬ隈まうらい申れたらびて。まうらげ古小かへ
 り。神部と。そのまうらく。小ねとむけたまふ申急。
 國少らうら所小うらて。軽かぬと。まうら御代の免ぐ
 かりける。まうらに。大の神部。上件の事まうらど
 露まうらばうらぬら。口と。まうら書と。まうら人ま
 りと。み申。和名鈔の文と。まうらまうら。まうらこと
 まうらまうらと。えまうらまうら。まうらまうらと。多まうら。文
 くまうらまうら。身と。まうらまうら。まうらまうらと。まうら
 一。まうらぬまうらと。まうら。耻か。まうらと。まうらひまうらぬあ

○谷川氏和訓集粹
 ナムハ神和義ニテ
 神慮ヲホムル意ニ
 顔會ニ巫祝也女能
 事无形以舞降神
 也トアリ又ミコトモ稱
 其稱中ニ神降
 口ヨセスル一流アリ和老
 抄ニ巫覡遊女ナラハ
 乞盜類ニ入レタリ
 庭訓往來ニ縣神子
 傾城ト云エタリ西土
 ニモ巫娼稱アリ
 今モ信列スハノ辺テ
 巫女ト稱スハ神子
 テ別ニ神家ナリシ
 ナリ縣神子アリ郷ヲ
 兼テ多ク鍾倉右大臣集
 イフ里ミコ砂石集
 イフありきみこ
 國朝詩評ニ村巫ト云
 エタリ又云ヨロヒ西
 土ニ扶トイフ
 台記寄帝巫口
 ト見エタリ亡者魂ヲ
 招キ己ガロウカリテ

きしにやひしきけりまねり。これを社小つらあるを古
 らミコといひて良貴なり。たゞいのりのこと。カニ
 ナギといふ。カウナギ少といひて庶人なり。
 古語拾遺云。大地主神。令片巫カウナギ肱巫ヒコ占求其由。
 カウナギも即カニナギと同じに詞なる事いふとさう
 なり。カニヌシをカウヌシ。カニカヘをカウ
 字彙云巫祝也。國語民之精爽不攝或者則明神降之在男曰覡在女曰巫。廣韻集韻玉篇皆云
 かしとれりんと。後の物に。まこと。ミコトリともい
 男曰巫女覡。又曰說文能齋肅事神明者在男曰覡在女曰巫。又周礼神官註疏男陽有兩稱曰巫曰
 覡。女陰不憂直名巫。无覡稱トアリカレハ男ハ巫覡通稱トイヒ女ハ巫トイフト云エタリ
 和名鈔乞盜類ニ云。巫和名加覡手乃古加
 小走男巫と云覡と。ヲノコカムナギといひ。今の世

○今昔物語ハ九
 打卧巫トイヒモ女
 ヨクモラアハルヲラス
 ○大鏡五ノ比カニナギカニナギ
 ○今昔物語ハ九
 打卧巫トイヒモ女
 ヨクモラアハルヲラス
 ○大鏡五ノ比カニナギカニナギ
 ○今昔物語ハ九
 打卧巫トイヒモ女
 ヨクモラアハルヲラス
 ○大鏡五ノ比カニナギカニナギ

いのけみも女と云。ミコといひて。カムナギとせら
 ず。和名鈔。神子とあげさる。是と稱宣祝の例小
 て神祇官ノ屬たうとの申さる。これらととも。ミコ
 と。カニナギと。けぢりあれふとをまねり。まことに庭
 訓往來。縣御子といふとのみえて。傾城白拍子遊
 女。夜叢。と云へり。職人盡歌合に
 見え
 後光嚴院御製
 きえよまれ口をせせてそ祓まかり
 けみとけりともうらたきつ
 中阿そに。土佐經隆がえがきまねりとのあ

大御のこのころと。画のさゆもカニナギサ。や
ろよほふれ。ミコにあふ。ふれど。中むく。さる。や。
ミコトカニナギと。ひとほふ。ア。と。さる。

武将兼神部

經津主命香取社よる武甕槌命鹿島社。鎮。ア。マ。セ。ア。の。兩神。天照大神の臣。て。

武神ア。マ。セ。ア。の。神代。卷をえて。ふれ。ア。悪星を祭り鎮えたまひ。ア。マ。セ。ア。の。齋

之大人と申。磐余彦天皇。道臣命を齋主と。た。ま

へり。道。臣。命。の。神武。天皇の軍將。なり。これ。か。り。その。事。わ。が。ら。武將の

神事。と。か。ゆ。り。ま。し。例。なり。ゆ。い。あ。ま。し。後。の。事

あ。が。ら。本州山手保。幸山の城主。石川掃部助久經

も。吉備津宮の社務代なり。ふ。彼社の舊記よ。え。え

たり。も。備後國の吉備津宮の鐘。銘。社務山名宮内

少輔源理興と。ふ。ふ。の。理興。一。名。と。忠興。も。い。ひ。て。

彼國の掾題職。神邊。城主。人。なり。ま。巖嶋道

芝記元禄年中見島常也。の。記。人の。誌。を。ゆ。の。の。あり。にい。へ。ら。く。旧記。云。源實朝公當

國佐伯郡。一万六千貫。御寄附あり。高倉院の別當

齋院。次官。親能の男。周防。前司。親實を。神主職。小補

せ。れ。佐伯姓。と。た。ま。あ。て。御修理。を。と。掌。る。と。い。へ

り。是。その。世。名。も。る。猛田某。が。神領。と。掠。め。ん。と。い。て。

大軍。を。ひ。さ。わ。て。た。び。ぐ。攻。來。り。と。ま。が。り。せ。れ。勢。と

とて。彼大軍と。来々度々々々やうう。親業が祖小
て。甚々嚴島の神主たり。なり。其ことハ陰徳記
詳々。この不りふと。をそれ國々うと。予既例多か
るべし。今とちうに。そののふとと記すのみ。

神部為武将

世々の軍書イナフミと。多に。中昔までハ。社家とと勢ありて。
數千騎の將と。なりて軍や。事と數百人を率て軍
功あり。ふととるえり。今の世の現と。ふのすらの
武将と。武士と多くた。是又上代より。て志
り。例あり。

日本紀云。来目皇子。為擊新羅將軍。授諸神部。及
國造。伴造。并軍衆二万五千人。
女五ノ五ノ推古天皇十年ノ条

此神部と。宮中乃神事と専ら。ほり。人々。諸
社の神部と。も。て。此時皇子ハ總大將
神部國造と。一隊々々の將と。なり

士率と。軍衆と。多し。は。ハ。ハ。
○扶桑略記云。養老九年有征夷事。以下。天合。日。云。
濫觴鈔云。元正六年九月。大隅日向兩國乱逆。公家
祈請於宇佐宮。其禰宜辛島勝代豆米。相率神
軍。行。征彼國。打平其敵。

世の軍書と。り。た。た。事。ハ。ハ。ハ。

○水鏡中卷ミ養老
四年九月に大隅日向
のゆにあやけは
くいせふぬとのともろ
宇佐宮の社に宣旨を兼り
ていふことおこりて
うち平けてさうとあり
敬雄按。や。國史。見。カ。正。統。紀。ハ。養。老。四。年。八。月。勅。征。軍。人。云。又。三。月。南。島。人。三。百。三。十。人。授。任。各。有。差。懷。遠。人。也。
トアリ。此。時。一。ノ。十。ハ。三。
又。百。練。抄。寛。弘。三。年。
三。月。廿。四。日。宇。佐。ノ。神。人。

五百余人参陽明
門外に許太宰帥
惟仲史、その下に
ソノカミ神人ノ多カ
リシト云ハレシ

○伊勢或記云ニ宮師職モ官人ノ格ニテ上古ヨリ帶カ為来ニテ天和三年二月ニ公邊ヨリ衣服ノ制ヲ天下ニハサセ
ラシ帶カハ杖持々
リ氏禁スヘト嚴令

なり。まことにこれなる事とすれども、多うことのなり。そを
本州の事とす。あつたなり。まことに世ふたうき
えたることとす。あつたなり。記し。あつた。後
きて、これなる物とす。此申ふ。諸侯の藩中
に、社家のものなり。人多く、ことごとく、
大社として、属官多く。その氏族、朋友、その神地、神戸
の人、数多うなり。事とす。時、集え、
そく、み安んじたり。みられたる、世とす。つ
と、隣國とも。まことに、これなる。これの
か、い、で、勢ひ、を、あつた。社の祠官も、あ

ナル丁故御奉行

桑山下中守辰房
ニ宮神人師職ヲ禁セラレシヲ神官ヲ楯ニ師職也中ヨリ願ヒケル同年十月ニ神宮正権祐直并諸神役師
職衣服帶カノ先
規、如クニテ家来各連ルル及旅行ノ片帶カスニ拜領ノ服、其者ハカリ、着用ニ長カハ格別鎧ニ宗スヘトノ号令
公儀ヨリ改下ル
トアリ、按ニ今モ堂上方ノ御旅行ニモ長カラ持テ五ハ神職モ、ニ准ニテ然レシ

○東鑑ニ文元
乍為陰陽師其
子息等帶太刀
等、偏如武士早可
為本道威儀、
カ、レバソノカミハ陰
陽師ナドハ帶カハ
ナラサリニシコソ

か、これなる。社家とす。まことに、これなる。名
た、武將とす。軍とす。感状
び、持、家、あり。此申ふ。其
手、の、九、武士の、兵具を、と
き、昔、位階の身に、皇軍に
出立、の、帯、杖、の、事、な
を、兵、乱、の、事、な
ぐ、を、申、なり。

神宮司神主補任社并舊社

世小、な、社、神名帳、載、れ、ま

へり外へあふと存ひて。たのれ清之が家
小。代々傳へるものと。神島神社ありて。官社を
是を。あのみなりいなりまて。今考へ又
れを。ゆきりけり。又御社のかすと。その外は
多かりり。とてあそり。くは
かふりり。近江ふら。國史よえられ神名と
りきぬれ。式の神名帳小。式を
載られきまぬ神社。あま。おほ。けり。
そと。國史と。式も。世にいら。いけあれ。
ま。い。ほ。社。中。

ぬきいで。記されたものにて。ほやく。今の
のごとくに。おほ。國々郷々。
おほ。其證。

○体源抄云
神宮二万七千七百十三社
成宮神二千七百五十社
不成宮神一万九千社

本朝文粹。菅三品文云。奉仕五畿七道諸神
社記事。名號之訛。階級之誤。獨自所考。正惣
六千餘社。

か。り。て。多。の。神名とを
た。の。傳。ら。げ。ハ。式。載。ら。た。ま
御社。大嘗相嘗。其外。大み。に
事。あ。祭。ら。れ。た。ふ。

あやまひのつとまをすし好まじ。そもまじい。そのくみれづら
何人乃ひさしくにたりて。官社とせりたり。御社も
ありけるも。古語拾遺よりくたり。むしもいま
も。何れ例多きもたり。されも。式に載られた
まもぬも。新き社とせり。はるふせ。上り舉
たかぶも。さほつて。今の世はねも。社と
社。あしづく。舊しつと。あはれ。あらば
何れ社々舊社と。神宮司。神主。など補せら
し。社とやといふも。ほむに古の事とをい
みるに。一郡は郡社。一郷は郷社。たりしり

かやあやま。郡社も。此よりしり。或も其郡名
を社号と。またたらふ。郡の宮。あれは。郡大
明神と申も。なせり。ふせも。近きころ。か友どち。郷ノ
か。ひて。あれ。なり。社も。や。ころに。たりて。い。す。と。た。ら。ふ。郷の宮と申。
何多ひも大氏の神と申も。なり。これ。申。急。ありて。
くぬ。ち。と。あ。ら。えし。たり。あ。い。ふ。の。御社。と。や。旧。く。て。彼古六年と
得たるなり。神主など補せり。御社なり。され。郷社
おと。補せり。のみ。と。あ。は。れ。は。ま。ま。り
形も。と。ら。ふ。七郷と八郷も。その社と。兼。し。もの
なり。ま。し。一郷の。う。ち。と。も。何れ。海邊。あり

東鑑^{三十一}一宮
アリ同甲ラテ八ミ
諸國二宮惣社
イラテモスエナリ

ニラ世五
五ナ千三

も奥山^{イノ}一社^ニとも^ハやく^シて^ハた^ルと^ハあ^リか
らんと^ハあ^リま^ス。ま^はお^とに^きら^たま^ふ御社と^あり
べ^し。此外^ニも^ハ一^ツり^テ鎮^リま^ん舊社と^ある
處^ニい^まま^にお^もた^らず^ニも^ハ或^レ人^ノこ^のふ^とを^き
て^ハい^ふく^君が^いへ^るぶ^とく^ハな^れば^一國^ノか^らず
一^ツ宮^ヲた^とせ^たふ^とく^ハあ^ひく^其ほ^いで^さも^あり^ぬ
べ^しあ^とも^申さ^れば^一宮^ト申^と。古^ニ書^キも^スえ^く
む^一宮^記と^いふ^{もの}あ^れば^兼右^卿の^説を^記し^た
ま^は。後^の物^{なり}。と^いふ^{こと}あ^り。ま^はれ^ば一^ツ宮^ト申^と
後^のこ^のお^もた^らず^ハ。ま^はれ^ば郡^社郷^社あ^らん^ども^おも^たら^ず

え^びと^いへ^り。お^のれ^こな^へけ^く。一^ツ宮^記も^いし^た
れ^ば。後^の物^{なり}と^いへ^ば。一^ツ宮^ト申^とい^ふこと^{あり}
あり^しなり。羅^山文^集を^スる^に。貞^觀^{延喜}十^年前^{なり}。の
頃^一宮^ト定^られ^し御^社あ^らん^ども^おも^たら^ず。ま^はれ^ば
延^喜式^ニも^一宮^トハ^記し^たく^ハぬ^べし。旧^くも^あり^{あり}
し^物と^いへ^ば。是^をと^てえ^んま^を。郡^の社^も
郷^の社^とあ^らん^ども^おも^たら^ず。ま^はれ^ば。や^あら^ん。そ
の^まは^れ。本^列小^田郡^{。小}田^村。郡^ノ宮^{あり}。窪^屋郡[。]
西^郡村^{。郡}大^明神^{あり}。阿^賀郡^{。平}田^村小^郡大^明
神^{あり}。こ^の外^ニも^郡々^に。郡^名。或^シ總^社と^いへ^る

社有り。下道郡。尾崎村小郷宮八幡宮。唱來ま
れ社あり。まゝ。英賀郡。多治部郷。熊谷村。岩山
社と郷社と。かの大宅光任の後の人。その神主た
り。哲多郡野邊郷和名鈔の野馳とあり
此事外論ありの郷社。大野邊
村の八幡宮有り。その類。郷名たゞ。傳はれる所
あり。或人。君がことのごとくに
ても。官社と三千一百三十二座。菅三品の考へ正され
と。六千余社有り。その上。二万三千余の郷有り。其
社ごとに神主なり。六年して相替れおと。いづれ煩
はくして。申はせしむ。人数とあり。われは

ふくまり。いづれふ。へけく。二万三千余の
郷社の内。六千余社とあり。其六千余社も。官
社と。外小なるにあり。皆か。官社も。本州小
てみれば。大なり。郷社の内。よその國と。あ
らへて知べし。二万三千余社有り。その内。大社
ハ。神名帳。四百九十一座。この神主なり。ハ。
大。ハ。相傳譜第。物。或ハ某社の神孫。あるいと地主
神の末。大。旧家。この申。既。延暦の勅。三代格の文。神主の氏族と撰。中社。式。中社。二。仁。寛。等。小社。一人。社。

む。今の世うと。ほるそごう河原那り。祓厄祝の社ふとにあり

修理等のみとこのしは。志うれどと。志も一補の後。の本
限るるれを。その数あまうなりとも。まげふり。かぶら。

州まていし。古く九郡七十二郷今十一郡にて。郷名八用いせ。なりたへ

を。一人十社とかね一人六七社かねたすもあまう。て。まげうに七

人なり。一万三千余社あり。凡千三百余人なり。神宮司。

権宮司あり。社と有べし。そしといまれなり。

やのみ。それと加へてと。ぶのみ多う。千三百余の内。

たとへど。大社。凡五百の半を譜第と。中社と。凡五百と

有べし。その半譜第なり。合て凡八百余八カ神部

なり。この八百余人の交替も。多事のみなり。品々の

事を繁く。れべし。盛なり。大御代も。とね

こと。多う。今の世乃神部。吉田家と。所とす

る者。凡十九萬八千人なり。有べし。事すく。繁さとの

たかひもあれど。そのうすの多少。大いふれと。て。えま。た

一万三千の神部なり。と。神祇官。て。ひたぬ。事あ

たもぬ。事。あ。り。て。八百余人なり。むとや。

神職通称

古。て。呼名。し。物。え。く。交名。し。ふ。く。み。え

き。ま。是。ハ。國。所。官職姓名。と。名。の。を。し。り。と。申。官

河原人。官名。と。し。び。た。人。と。名。を。よ。び

○大鏡八卷

みやまの祿臣
大夫かゝるゝ

○東鑑ミナト鹿島祠
司宮、夕良景

○東鑑ナカ藤島神主
安藝介景弘

○同ササ三島社神主
盛方号東大夫

○同ササ鴨社氏前
大夫長明

○同ササ諏訪社大
祝信濃権守信重

○世ササ賀茂祿宣大夫

趣有り。諸の物語文やどして知べし。物小志るはよる。

官人ハ官氏姓名と備へておれせり。其子の未受領

の人ハ。太郎君。二郎君などいひたりともみ申。せうり

アても。受領の後と。太郎二郎とつていひし物。

神部よていへし。鏡東鑑社官司。草野二郎太夫。氣比。大

官司。太郎大學。助同彌三郎太夫。彌の字の事ハ下よる。やど

こし。大學。助ハ。大官司の大學。助と兼たりし人小

て。かの官名をいひし。同ト例をたしめし。足利

氏のおろし。在りて。呼名といふものた。りて。

通称とせりし。神部ハ其頃より。世よるひて

通称ありし。そのふの申。に。神部の家小。そのふ

ろの祖先乃名を記したる物に。左衛門口郎。太郎

右衛門。又神右衛門。神兵衛。神太夫などあり。右衛門左

衛門。兵衛を中の事と。神の字とつくる。又く。忠

右衛門。作右衛門。忠と作し。忠と作し。下にいふ

近にありし。國号官名と通称とをたしめし。こ

も古官名と呼し。例に似せし。よる事

ア。その。位階ありし人ハ。事な。白身の神部の

治けたる。いふ。され。管領家。綸旨

ありて。申れし。物な。僭せし。ふら。あふ。薬クス

○甲陽軍鑑

その。官字辛

にあたり。赤園元

島。寺川。常直。門

下。官。途。受。領

と。私。ツケ。タ。レ

名。ニ。ア。ラ。シ

師。法師（僧）のぶとく。たゞ人小。わち河をたぬのみなり

けり。上小引名。二郎太夫。彌三郎太夫。とある太夫

も。其人きこら。五位ふてやあり。久む。何るひも。

其身。五位なり。祖（父）父あるは五位なり。

其子其孫。なほひのぶとく。ふていひも

有べし。いまの世ふて。神部を太夫とふと

ころ多し。此遺風なり。古は位階ありとの

なまざるあり。七位八位の人と。ひやにては五位や

ひきし。なみ小とむ。やとふ。

ちやみ小とむ。庶人の某左衛門。某右衛門。

某兵衛。某助。某輔。某藏。などいふも。みる官名

なり。ふれ僭せはごとくあるととふべし。申

ふあり。事あり。古は民部省なり。毎年諸國小下

夫とその國より幾人々々。その國司といひおこ

せし。と。國司各國中小よりほりて。民部省への

がせあはせむなり。さてこれを民部省なり。左

衛門府へ幾人。右衛門府へ幾人。官々小よりち

ほりてほり。其任して。國小下りし人。源氏の左

衛門はほかこれ。源左衛門と名乗。平氏の兵

衛る。人小ほりこれ。平兵衛とやうにいひ

○養井も重主は。神宮人ヲ大夫トイフハ昔ヨリイヒル。字は保。おほ。うつさうの。あふひうふとく。うらやうさあそ。祕宣の大夫えのどの。ゆき。まて。まわり。なるとん。え。住吉物語。ひま。うら。に。うら。さん。や。む。む。作。せ。た。れ。が。な。お。の。大夫のこころを。其身。五位。なり。で。と。祖父。ある。は。五位。なり。トス。なり。加。後。祕宣。位。吉。神。主。ヲ。ナ。大夫。ト。イ。フ。公。式。令。唯。於。太。政。官。三。位。以。上。ヲ。稱。大。夫。四。位。祕。宣。ヲ。司。及。中。國。以下。五位。稱。大。夫。ト。アリ。テ。大。夫。ト。ハ。一。位。ヨリ。五。位。ト。ナ。リ。所。ヨ。リ。ニ。モ。ト。ナ。リ。ウ。ウ。リ。タ。ル。ホ。キ。ン。タ。ル。イ。フ。ト。セ。リ。カ。ク。通。用。此。稱。ト。アリ。テ。大。夫。ト。ハ。一。位。ヨリ。五。位。ト。ナ。リ。神。宮。人。ト。ナ。リ。イ。フ。ハ。神。ワ。カ。ノ。カ。ロ。カ。ラ。又。故。ニ。テ。アリ。ケ。ル。ト。イ。ハ。レ。タ。リ。

アル人云々平氏人内舎人
 ナル片友内ト稱平氏人内
 舎人ナル片平内ト稱ス
 作目ト稱テニナラシ
 藏ニテト稱テト稱平三
 江田源ニテト稱
 〇鹽尻ニテ宮内省平叙用
 年及ト稱
 查以爲平氏爲憲ラニ云々
 平氏皆友ト氏ト稱果合テ
 呼ビ平ニテト稱テト稱ト云
 此類多シ
 加賀介平藤原景道ヲモ加藤
 稱ス

そのウ。助と輔し。みな此例なり。藏といふも。内
 藏。大藏。あづの人の小治りも色しなり。たとへば良岑
 氏の内藏。まじい大藏。つうも色し人々。良藏。るどや
 うにしひりなり。おのゆゑふ。かの名頭といふ物ハ。大
 ね。古の官人の姓氏なり。姓氏も。いうにやとむ。文字なき小しとあはれ。その中に。甚も。上小引る神右衛門。なとの神小かた。とのウ。神とかむと。かこみでの事なり。此事も。
 安藝の頼杏坪と。かひらひり。おとね。太郎。り十郎までをけらること。其次弟と。としてする
 あり。人々ね。あまきとありあり。かの彌三郎といふ
 も。其父三郎なり。人の三男を。彌三郎と。又三

郎と。といへり。兄を三郎といへば。其弟をといふ事
 とあはれ。此類の太郎より十郎まで。と。物同
 トにあり。或ハ。太四郎。小四郎。などいふと。其父兄小
 むくといふなり。又或ハ。藤原氏の太郎を。藤太。
 平氏ハ。平太。といふ類とあり。吉といふも。橋と同韻
 小て。書や。とく。まじい。字義とまされ。これとか
 りて。きや。へハ。橋氏の六郎と。橋六と書へ。吉と。吉
 六と。とするがごとく。橋氏の太郎と。太郎吉。ま
 たハ。太吉。或ハ。次郎。吉といふがごとく。近き
 あり。其人の名と。たとへば。仙といひて。太郎と。

仙太郎とやうに。ほくらとよやうなり。又或は
中昔の武士の名。左衛門四郎。河合ひも五郎
右衛門やどりあり。ふれは左衛門やれ人の四郎
まゝ五郎の右衛門とふり。人といへるやん
足利氏のもとのふらとら。みきりかしくな
まて。唱のふれやうにほけたりとおや。きが多し。
今の世ふてもいよくみたりやうそ。其意ふと
かたへる名しすくやう

○鴨長明の歌

祢宜とつふ名字たふしうそちほやう

かこははいろそほうへまらむ

此長明の歌をとてみまば。世々大社とあぶがそ社
おつとまられ。都人たに。中頃の世より後とこれ
まぶらと。まぶらとて人まれやう。まぶらと。まぶらと。
小社おつかう。いふうと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。
申れまぶらと。事やれど。まぶらと。まぶらと。まぶらと。
あまば。まぶらと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。
職の軽きとやうな。祢宜とやうな。まぶらと。まぶらと。まぶらと。
まぶらと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。
義と。河合人といへらく。今の世れ神部。凡十余万も
あまねと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。まぶらと。

長明ハ加茂の神部なり其

ごとく。古く交替せし人々の末れをいふ。恐らくはあはぬそらぢれ家多かぶべし。それたしなべて。官人の末なるかことのたまえれいふやうに。これのまことんかくいしれる。ぶらぐいまの世乃神部。こころくされ家まらのみうとあはさる。この申多ふ。大い神よ。古くかかむ事い。いやくされしと。わけはなけれり。まらあれど。其職のまらも。れりト事多れことまらと。まさくならば。此職を。あらそふをたして。神小ほくまらる。まらをも。けしんてんとおとひと

りてやうん。此書ハ物しつ。又此書の二二章とえれふらまら。おといあからん。まらふり書れとれやこりふあはだやん。古の歌小

いおーへの野中の志つねえけまど

ととのまらとあるひとそくむ

といり。おのうあけほらひも。野中れ清水のぬらごごとくやれど。ととのまらと志れ人。くみたまへ。

○附

かの國史のうらうら。ぬさぐれせし御社と。今

○タカラ云此系ノ神社に
国史ノ内ヨリ又キカキスト
アレハ今予六国史ト比
スレニ漏脱誤等数多ク
故ニ朱ヲ以テ吳同ヲ考
記ス

○ラ標シタルノ神名式ニ出ル社ナラ此等ニ誤リテ出ル名余

○園大曆觀應二年

三月ノ条ニ

建武二年三月七日執事
元私一統之初被官社
不可違例之由申南方

○片岡神

寛仁元正月正三

○河合神

寛仁元正月正三

○堰神

○宗像神

○石坐神

○國

○預春秋祭

○造酒司

○白麩神

〜に云々。又大嘗會の歌々をくたるとも六社
祀り。文字版の歌々。また遠くゆくたるとも六社

その中おのが考ま記す。されど杉文字誤れる、
まに。神名此りり。別社とゆはて記す

又一つの神社と合を考まらる。あま
○建治二年勅文云東一条宗像神社三座元式外神。去年建治十部第文依助養子細可預度作
幣曲の所社なひらふとふとあまら。久延彦の智
直下。私日子細上記詳す
延久元年五月八日下

あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ
あふたれもとの海あり。その國もて。このそ

山城國

○生馬神

○市河神

○有市國津神

○興我萬代繼神

○澄水神

○平岡神

○大川原國津神

○天照御門神

○大原野神

○忘火庭火神

○齋火武主比神

○降居神

○酒甕神

○薦枕高御産栖日神

○田中神

○大八萬竈神

○大八萬竈神

○大八萬竈神

○廣幡神

○和伎神

○戌亥隅神

○今殿比咩神

○春日幸祈神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

○小邑刀自神

山崎明神

式自玉手祭米酒解神社元若山崎社

大和國

法花寺坐神

練谷神

小社神

皇太后宮元佐木枯神

雨師神

大神主神

大仁保神

豐日神

保沼雷神

武雷神

高生神

高鴨神

散吉大建命神

子島神

棕橋下居神

神皇產靈神

散吉伊能城神

天玉敷神

天香山大麻等野知神

加屋鳴比女神

滝倉神

馬立伊勢部田中神

朝日豐明姫拔田神

河内神

統神

白瀧神

養父山口神

大和國石成須知等社

朝日豐明姫拔田子神

養父山口神

河内國

彌加布都命神

比古佐自布都命神

垂水神

天押日命神

天夷鳥命神

栗柄神

石劔神

掃部神

酒泉神

野中神

和介神

大雷火明神

豐稻賣神

堤津島女神

有津島部

救岡比咩神

子宮神

和泉國

御船神

卷尾神

攝津國

田邊東神

田邊西神

高林神

伴馬立天照神

伴酒着神

下照比女神

長柄神

伊賀國

伊賀津彦神 國勢イモ

應感神 國勢イモ

津神 國勢イモ

高藏神 國勢イモ

鹿高神 國勢イモ

高松神 國勢イモ

宇奈祢神 國勢イモ

安部神 國勢イモ

伊勢國

火雷神 國勢イモ

篁乃波神 國勢イモ

葭原神 國勢イモ

尾張國

多名神 國勢イモ

栗柄神 國勢イモ

多天神 國勢イモ

參河國

砥並神 國勢イモ

野謁神 國勢イモ

遠江國

淡海石井神 國勢イモ

赤尾神 國勢イモ

真蕨原神 國勢イモ

伊古奈神 國勢イモ

岐氣保神 國勢イモ

蒲太神 黑山神 國勢イモ

澁蚕神 國勢イモ

白伊大刀自神 國勢イモ

筑紫對馬神 國勢イモ

火山神 國勢イモ

鳥飼神 國勢イモ

真知乃神 國勢イモ

新原河内小國神 國勢イモ

鳥飼神 國勢イモ

駿河國

大井神 國勢イモ

物忌寸奈神 國勢イモ

美知天神 國勢イモ

波布比咩命神 國勢イモ

阿波咩神 國勢イモ

阿米都和氣神 國勢イモ

阿氣大神 國勢イモ

岐都宇命神 國勢イモ

火雷神 國勢イモ

ミカ丸本 慶長九十二
漁獵部ニ敷地ト無森
神アリウタカハシ

伊賀國
尾張國
參河國
遠江國

按式三度會伊賀神社アリ神功紀ニ據テ乙下考復紀ニ
三河大伴直盛トアリトテ按ハ葭原トテト訓テ式社ニカサレ
國勢ニ官社トアレハシ
葭原神 國勢イモ 葭原神 預官社
國勢イモ 葭原神 預官社
葭原神 國勢イモ 葭原神 預官社
葭原神 國勢イモ 葭原神 預官社

鑄鐵司トハ此國ニテナキカ

伊賀國

伊賀津彦神

應感神

津神

高藏神

鹿高神

高松神

宇奈祢神

安部神

伊勢國

火雷神

篁乃波神

葭原神

敬雄云予六国史ニ出名御社ト抄出シテ神名帳ト校合シテ此ニ社ハ文德實録ニ嘉祥三年秋七月丙子授參河國砥並神ニ從五位下トアルト同書仁壽九年冬十月乙巳進參河國知立砥鹿兩神階並加從五位上糴目日長秩投野謁磐播豆赤孫御津石鞍后纏阿志等十一神並授從五位下トアルト餘ニ所見サテ寛政九年校訂再刻本ニ砥並又野謁磐播豆ト鹿字見字傍書アレハ矣本ニ並ラ鹿作リ野下ニ見字アル本アリト見エタリサレバ砥並ニ砥鹿誤ナルトシルクトニ仁壽元年下ニ加從五位下トアルト一階加ハ玉ハ拙イヨ疑ナシ又野謁磐播神名帳ノ野神社野見神社謁播神社三別社ニアラサルト疑ナシ

遠江國

鴨神

淡海石井神

赤尾神

真蕨原神

伊古奈神

岐氣保神

蒲太神 黑山神

澁垂神

白伊大刀自神

筑紫對馬神

火山神

鳥飼神

真知乃神

新原河内小國神

式新原河内神社小國神社アリ河内下神ノ字脱ヒ

駿河國

大井神

物忌寸奈神

美知天神

波布比咩命神

阿波咩神

阿米都和氣神

阿氣大神

岐都宇命神

火雷神

ミカ丸本 要史九十二
漁獵部ニ敷地下無森
神アリウタカハシ

敬雄云予六国史ニ出名御社ト抄出シテ神名帳ト校合シテ此ニ社ハ文德實録ニ嘉祥三年秋七月丙子授參河國砥並神ニ從五位下トアルト同書仁壽九年冬十月乙巳進參河國知立砥鹿兩神階並加從五位上糴目日長秩投野謁磐播豆赤孫御津石鞍后纏阿志等十一神並授從五位下トアルト餘ニ所見サテ寛政九年校訂再刻本ニ砥並又野謁磐播豆ト鹿字見字傍書アレハ矣本ニ並ラ鹿作リ野下ニ見字アル本アリト見エタリサレバ砥並ニ砥鹿誤ナルトシルクトニ仁壽元年下ニ加從五位下トアルト一階加ハ玉ハ拙イヨ疑ナシ又野謁磐播神名帳ノ野神社野見神社謁播神社三別社ニアラサルト疑ナシ

按式三度會アリ按原神社アリ神功紀 應神天皇十一年 孝德天皇 三河大伴直盛トアルトヲ按六葭原モスニト訓テ式社トカセル 國史ニ官社トアル

津神 國史ニ官社 葭原國津大社神正五下 あり津神ト兩神カ可考

鑄鐵司アルハ此國ニテナキカ

○廣神 〔記〕寛平九
從五位下

甲斐國

○建岡神 タケノ
カノ國イニ
イニ

○比志神 ヒシ
ノ國イニ
イニ

○檜岑神 ヒノ
ミ子ノ國イニ
イニ

○船形神 フナ
カタノ國イニ
イニ

○藤武神 フジ
タケノ國イニ
イニ

○美和神 ミワ
ノ國イニ
イニ

武藏國

○若電神 ワキ
イカチノ國イニ
イニ

○倭文一神 ニトリ
ヒトツノ國イニ
イニ

○蒲田神 カマ
タノ國イニ
イニ

○河輪神 カハ
ワノ國イニ
イニ

○伊多之神 イタ
タノ國イニ
イニ

○磐井神 イハ
イノ國イニ
イニ

○稻取神 イナ
トリノ國イニ
イニ

上總國

○前廣神代神 マヘ
ヒロノ國イニ
イニ

○高瀧神 タカ
タケノ國イニ
イニ

○常世神 トコ
ヨノ國イニ
イニ

○田原神 タハラ
ノ國イニ
イニ

○建市神 タケ
イチノ國イニ
イニ

○神氏神 カミ
ウヂノ國イニ
イニ

○福神 フクノ國イニ
正五上
式橋神社あり福橋
ノ誤ナラズ下
下氏イニ

○神代神 カミ
ヨロノ國イニ
イニ

下總國

○物部布津神 モノ
ベノ國イニ
イニ

○子松神 コ
マツノ國イニ
イニ

常陸國

○於岐都説神 オキ
ツノ國イニ
イニ

○飛護念神 ヒ
コノ國イニ
イニ

○菅田神 スガ
タノ國イニ
イニ

○三枝祇神 サイ
グサノ國イニ
イニ

○郷造神 クニ
ツクリノ國イニ
イニ

○雙栗神 ナミ
クリノ國イニ
イニ

○佐波神 サハ
ノ國イニ
イニ

○國都神 クニ
ノ國イニ
イニ

○河江神 カハ
エノ國イニ
イニ

○物部布津神 モノ
ベノ國イニ
イニ

近江國

○麻生神 マフ
ノ國イニ
イニ

○筑夫嶋神 チク
フノ國イニ
イニ

○海北神 ウミ
キタノ國イニ
イニ

○海南神 ウミ
ミナノ國イニ
イニ

○小比叡神 コヒ
ヒノ國イニ
イニ

○疑布誤布與生訓通

○都久須麻神社あり可考

○都久須麻神社あり可考

紀畧 延喜 小枝神イ
下トアリ極小枝小
枝ノ誤テ式小江
了ルベシ

小枝神イ
文枝一作

菅野神
イ五下

柏坂神
イ五上

坂神
イ五下

筑摩神
イ五下

比良神
イ四下

牟佐上神
イ五上

牟佐下神
イ五上

山主神
イ五下

飯河内神
イ五下

大社神
イ五上
式有 意大神社蓋同神
今本訓誤 預於名神トアリ式社ナラ

高結神
イ五下

伊奈波神
イ五上

美濃國

免上神
イ五上
イ本美作トアリ式社ナリ

横見神
イ五上
式社ナリ

否間神
イ五上
イ本美作トアリ式社ナリ

長孫神
イ五下
口帳長秀明神

長友神
イ五下

高野神
イ五上
式社ナリ

兒安神
イ五下
口帳ナリ

栗原神
イ五上
式社ナリ

形賣神
イ五上
式社ナリ

兒女神
イ五上

金神
イ五上
口帳ナリ

伊奈波神
イ五上
口帳ナリ

久秀神
イ五下
式久美雄彦神社

東天神
イ五下
口帳東大神

飛驒國

荏神
イ五上
式荏名神社アリ名テ脱名脱可考

木母國都神
イ五上

氣多若宮神
イ五上

四天王神
イ五上

劍緒神
イ五上

走淵神
イ五上

道後神
イ五上

遊幡石神
イ五上

度瀨神
イ五下

大歳神
イ五上

信濃國

駒弓神
イ五下

神部神
イ五上

和安田神
イ五下

八縣宿禰神
イ五下

八櫛神
イ五上

守宅神
イ五上
式守宅神社アリ

御厩中央御玉神
イ五下

方刀美神
イ五上

颯別神
イ五下

名立神
イ五上
延喜九 立名神イ五下

槻井泉神
イ五上

蓼科神
イ五上
延喜十 蓼科神イ五上

須々岐水神
イ五上

草奈井比賣神
イ五上

國業比賣神
イ五上

池生神
イ五上

須波水内神
延喜五

馬脊神 ウマノマサノカミノカミ
宇達神 ウツタノカミ
出早雄神 イッサノヲノカミ
梓水神 スヅカノカミ
安達神 アタチノカミ
會津比賣神 アヰツノヒメノカミ

上野國

小高神 コタカノカミ
波己曾神 ハコソノカミ
稻畏地神 イナツノミクニノカミ
丹生神 ニニノカミ
若伊賀保神 ニガハノカミ

下野國

武茂神 ムサシノカミ
伊門神 イモノカミ
綾都比神 アヤツノヒメノカミ
賀蘇山神 カソノヤマノカミ

陸奥國

石椅神 イシノカミ
多允都神 タカノツノカミ
八牡姫神 ヤマトノヒメノカミ
小結神 コムスビノカミ

出羽國

與津彥神 オキツノヒコノカミ
利神 トシノカミ

天向神 アメノカミ
白磐神 シライハノカミ
酢川温泉神 スカハノカミ
城輪神 キノノカミ
高泉神 タカノカミ

若狭國

比古神 ヒコノカミ
古神社 コノカミ

越前國

廣湍雄推神 ヒロノカミ
氣多神 キタノカミ
金山彦神 キヤマノヒコノカミ

紀伊 延喜十年 天長
楊田神並イ五下
大瓜神

安達嶺林直大刀
自神
安達嶺飯津賣
神
並紀伊寬平九
陽日温泉神

加賀國
菅生神 國史イ五下
式菅生石部神社
瀧神 國史延幸土
月イ四下

加賀國

治田若御子神 國史イ五下
治浪神 國史延幸土
山代大堰神 國史イ五下
白鳥神 國史イ五下
垂比咩神 國史イ五下

能登國

高倉彦神 國史イ五下

越中國

石武雄神 國史イ五下
賀積神 國史イ五下
楯杵神 國史イ五下
二上神 國史イ五下
新川神 國史イ五下

手向神 國史イ五下

御田神 國史イ五下
移田神 國史イ五下

佐渡國

大庭神 國史イ五下
佐志羽神 國史イ五下
花村神 國史イ五下

丹波國

雷神 國史イ五下
城崎神 國史イ五下
破无神 國史イ五下

物部箕掃神 國史イ五下
為與熊神 國史イ五下

丹後國

恩津神 國史イ五下
坂代神 國史イ五下
葛嶋神 國史イ五下

但馬國

左長神 國史イ五下
菅神 國史イ五下
養父神 國史イ五下

大岡神 國史イ五下

因幡國

犬山神 國史イ五下
絹卷神 國史イ五下
雷椒神 國史イ五下

竹野山伎神 國史イ五下
式竹野神社

櫛田神 國史イ五下
式櫛田神社 和名抄
抄モ櫛田ノアハニ式
田ノ字ヲ脱モルカ

式大日神社アリ和名抄ニ於保女アハ別神社

式須波伎部神社
式有與熊神社

神急須加神社

式雷神社獨椒神社ニ社ヲ
雷字下神欄ノ二字脱モルカ

文德實錄
大志保濃都波奈廣
伊豫佐都波等五
神並撰從五位下
三式大江塩野都
波奈弥伊豫乃佐
都波只知上五神
ニル此書註

一 大志保神

多神

鷲岑神

忠井神

廣伊神

濃都波奈神

竹野山伎神

蘓佐伎神

酒賀神

神前神

相尾神

伯耆國

須賀神

天乃佐奈咩神

天照高日女神

天乃神奈斐神

天高神

大山神

湊神

伯耆神

國勝宿祢神

國廳震神

大帶孫神

賀茂神

三輪神

出雲國

陽坐志去日女神

見林風土記阿陀加波勢志多伎吉比賣命誤字ナリ

女月神

都彦神

温沼神

河式神

青幡佐草壯下神

文德實錄佐作位國傳

石見國

榎尾國社神

石塔鬼王帝釋天王國社神

常世國社神

府中神

石神

隱岐國

日乃賣神

健須佐雄神

播磨國

足速手速神

英賀彦神

英賀姬神

姦女神

速素彥鳴神

速風健雄神

射目崎神 イサキノノ國イサキ
古凡亮カミノ射目前アリ

美作國

大佐々神 オホササノ國イサキ
御鴨神 ミカモノノ國イサキ

備前國

真賀山神 マカヤマノ國イサキ
見上神 ミウケノ國イサキ
備後國三上郡アリ

備中國

有木神 アリキノ國イサキ
宮原神 ミヤハラノ國イサキ

神村山神 カミムラヤマノ國イサキ
柏嶋神 カシハシマノ國イサキ
石屋山神 イシヤノ國イサキ
木綿崎神 ユフサキノ國イサキ

高岡神 タカノ國イサキ
大倉山神 オホクラノ國イサキ
雄倉山神 オホクラノ國イサキ

備後國

天照真良健雄神 アマテラスマスラタケウノ國イサキ
真下恐脱 真下恐脱
隱嶋神 イムノ國イサキ

神田神 カウタノ國イサキ
大藏神 オホクラノ國イサキ
大神神 オホカミノ國イサキ

安藝國

生石神 オホイシノ國イサキ
大麻天神 オホホノノ國イサキ
水谷天神 ミクハリノ國イサキ

榎攢神 エノムラノ國イサキ
安藝津彦神 アキツヒコノ國イサキ
天社天神 アマツマシノ國イサキ

伊都岐嶋中子天神 イツチシマナカコノ國イサキ
天磐門別神 アマノイワドノ國イサキ

伊都岐嶋宗形小專神 イツチシマムネカタコタフノ國イサキ
在屋神 アリヤノ國イサキ

周防國

赤田神 アカタノ國イサキ
三坂神 ミサカノ國イサキ
式御坂神社

長門國

比美神 ヒミノ國イサキ

吉備
穴海悪神 イサキ

紀伊
○王洋島之神 係化
○玉出島神 係化
○高野御子神 係化
○淡路出石刀子社 係化

鹿集神 國志イ五下

福賀神 國志イ五下

土地神 國志イ五下

磨能峯神 國志イ五下

宮城神 國志イ五下

意久神 國志イ五下

武智石打命神 國志イ五下

三前神 國志イ五下

紀伊國

御船神 國志イ五下

浦上國津姫神 國志イ五下

小竹神 國志イ五下

大位神 國志イ五下

浦上國津姫神 國志イ五下

阿波國

殖生女屋神 國志イ五下

白鳥神 國志イ五下

白馬神 國志イ五下

船盡比咩神 國志イ五下

伊比良咩神 國志イ五下

天日鷲神 國志イ五下

葦稻菜神 國志イ五下

讚岐國

天河神 國志イ五下

梶州天川宇夫志奈神 國志イ五下

高家神 國志イ五下
正二一 從三下
式高屋神社 國志イ五下
イホトアリ 日神 係化

氏太神 荊田神 連去神 國志イ五下

賀富良津神 國志イ五下

萬農池神 國志イ五下

大麻城山神 國志イ五下

松井神 國志イ五下

船山神 國志イ五下

大水上天神 國志イ五下

伊豫國

野間天皇神 國志イ五下

龍神 國志イ五下

宇和津彦神 國志イ五下

浮嶋神 國志イ五下

雄郡神 國志イ五下

高繩神 國志イ五下

門嶋神 國志イ五下

天皇神 國志イ五下

德威神 國志イ五下

布都神 國志イ五下

墓邊神 國志イ五下

風伯神 國志イ五下

井河神 國志イ五下

伊豫村神社 國志イ五下

土佐國

殖田上神 國志イ五下

堰留石留神 國志イ五下

大谷神 國志イ五下

岑本神 國志イ五下

古土神 國志イ五下

並山神 國志イ五下

祈年神 國志イ五下

宗我神 國志イ五下

伊方神 國志イ五下
方ハ与ノ誤
村上神 國志イ五下
上ハ山ノ誤
楠木神 國志イ五下
式樟本神社

國志イ五下
殖田上神 國志イ五下
式殖田神社 別ト云々

國志イ五下
伊豫村神社 國志イ五下
式伊豫神社

國志イ五下
古土神 國志イ五下
式古土神社 石古似リ誤

國志イ五下
大水上天神 國志イ五下
式大水上神社

國志イ五下
大麻城山神 國志イ五下
式大麻城山神社

大麻下神 係化

立山神 タケノ山ノ國其ノ正五

小村神 ウラノ國其ノ正五

宇賀神 ウカノ國其ノ正五

伊勢神 イセノ國其ノ正五

神奈地祇神 カネチノ國其ノ正五

筑前國

大歳神 オホトシノ國其ノ正五

大倉主神 オホクラヌシノ國其ノ正五

菟夫羅媛神 ウツアラノ國其ノ正五

天照神 アマテラスノ國其ノ正五

鳥野神 トリノ國其ノ正五

背夫利神 セウリノ國其ノ正五

高良玉垂命神 タカラタマシロノ國其ノ正五

賀津萬神 カツマンノ國其ノ正五

託神咩神 ツカシメノ國其ノ正五

高磯比咩神 タカイソヒメノ國其ノ正五

筑後國

八女津媛神 ヤノツツノ國其ノ正五

田嶋神 タノノ國其ノ正五

高樹神 タカキノ國其ノ正五

豊前國

大冨神 オホトミノ國其ノ正五

比賣語曾社神 ヒメコトコノ國其ノ正五

志我神 シヱノ國其ノ正五
直入物部神 ナカノモノベノ國其ノ正五
直入中臣神 ナカノナカノ國其ノ正五

肥前國

天山神 アマヤマノ國其ノ正五

鳴神 ナリノ國其ノ正五

銀山神 ギンヤマノ國其ノ正五

温泉神 イテユノ國其ノ正五

荒係天神 アラカケノ國其ノ正五

稻佐神 イナサノ國其ノ正五

神嶋神 カミノ國其ノ正五

稻佐雄神 イナサヲノ國其ノ正五

金立神 カナタチノ國其ノ正五

丹生神 ニノ國其ノ正五

葛木一言主神 カヅラキノ國其ノ正五

白角折神 シラツヌリノ國其ノ正五

温知神 ユヅメノ國其ノ正五

宗形天神 ムナカタノ國其ノ正五

甘南倫神 カンナンリンノ國其ノ正五

肥後國

足石神 タラシノ國其ノ正五

蒲智比咩神 ヤサヒメノ國其ノ正五

奈我神社 ナガノ國其ノ正五

日向國

高智保神 タカチノ國其ノ正五

子都濃神 コトノリノ國其ノ正五
式都農神 シキツノリノ國其ノ正五
子字誤カ

大隅國

造為神 ツクリノカミ

薩摩國

白羽火雷神 シラハヒカゲノカミ

智賀尾神 チカヘノカミ

比古佐自布都命神 ヒコサノミコ

河内都賀命神 カワチノミコ

多夫施神 タフセノカミ

志奈毛神 シナモリノカミ

紫美神 ムラサキノカミ

伊尔色神 イルシノカミ

鹿兒島神 カシノカミ

對馬國

大調神 オホサツノカミ

岡本神 オカモトノカミ

健男霜凝并比咩神 ケンノシロノカミ

大吉刀神 オホキチノカミ

平野神 ヒラノノカミ

總計三百八十六社

○早總神 イハサノカミ

世まのつらり少る清きとらりいおの建まらぬとらりてそそ文書
とらりいものさあびらとらりて申なりひつとらり人そのかみい
とらりあへんそらにさあひのくんとらりもいらたよりづまに
かいらひとらりあへんひらとらりのうらまはとらりひもとらりて
うらまはとらりてとらりあへんとらりひらとらりてとらりてか
考もいほとらりあへんとらりひらとらりてとらりてとらりて
のうらまはとらりあへんとらりひらとらりてとらりてとらりて
とらりあへんとらりあへんとらりあへんとらりあへんとらりあへん
かみあへんとらりあへんとらりあへんとらりあへんとらりあへん
かみあへんとらりあへんとらりあへんとらりあへんとらりあへん

長つ守佐兵衛下大中尾倉井宿本守

愛 知 県



1103251958